

柏行審第69号
令和6年3月14日

柏市長 太田和美様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 大野正英

審査請求に対する答申について

令和5年5月31日付け柏市活第400号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った令和5年3月8日付けの保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論として妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和5年2月26日、柏市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2項の規定により令和5年3月31日をもって廃止される前の柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

令和●年●月●日付け柏●●第●号の通知に係る起案文書一式

(2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した。

令和●年●月●日付け柏●●第●号の通知に係る起案文書一式

(3) 実施機関は、本件保有個人情報に条例第18条第3号本文に

該当する不開示情報が記録されていると判断し、開示請求者に対し、条例第22条第2項の規定により、令和5年3月8日付けで保有個人情報不開示決定の通知をした。

(4) 開示請求者は、本件保有個人情報の不開示決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、令和5年3月14日付けで実施機関に対し、審査請求をした。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、保有個人情報の全部を開示する処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する要旨は、次のとおりである。

ア 個人情報が含まれていることを理由としての不開示決定であるが、個人情報が含まれているはずもない起案文書等まで不開示とするのは誤りである。他の文書においても、個人情報が含まれない部分まで不開示とするのは許されることではない。

イ 起案文書等まで不開示とすることは、訴訟における被告の特定及び住民監査請求の対象となることを恐れた、職員の責任逃れに過ぎない。

ウ 仮に公開できない部分が存在するとしても、同部分のみ黒塗り等にして、部分開示とすることこそ妥当である。

エ 不開示決定は柏市情報公開条例第8条に明白に違反する対応である。有意か有意でないかは、市が同条例第26条の情報提供等を審査請求人に対して行っていない以上、市職員が勝手に解釈することは許されない。

オ 不開示とすること自体が、開示できない部分の存在がないことを証明している。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

本件保有個人情報は、開示請求者以外の個人に宛てた本市からの通知に係る意思決定に至った文書であり、開示請求者以外の個

人に関する情報であって、開示請求者以外の氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

本件保有個人情報、前述のとおり条例第18条第3号本文に該当するため、本件保有個人情報の全部を開示しない。

5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報の概要

本件保有個人情報は、開示請求者以外の個人に宛てた本市からの通知に係る意思決定に至った文書である。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件保有個人情報が条例第18条第3号本文に該当するとして、全部を不開示とした。

(2) 本件で適用すべき条文について

そこで、まずは実施機関が適用した条文の適否を検討する。

実施機関が不開示理由とした条例第18条第3号本文は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人（第三者）の情報が含まれている場合において、第三者に関する情報を開示請求者に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報とする規定である。

一方、条例第18条柱書きは、開示請求に係る保有個人情報（同条各号に規定する不開示情報を除く。）について、実施機関に対して開示を義務付ける規定であるところ、ここでいう「開示請求」は、条例第16条第1項に定める開示請求権に基づき行われた開示請求を指す。

すなわち、そもそも条例第16条第1項の開示請求権が及ばない請求は、条例第18条第3号本文の適用対象外となる。

本件保有個人情報は、審査請求人以外の個人（第三者）に宛てた通知であることから、まずは、条例第16条第1項の開示請求権が及ぶものであるかどうかについて検討する必要がある。

(3) 条例第16条第1項の該当性について

ア 条例の趣旨

条例第16条第1項は、「何人も実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しており、開示請求権の根拠規定である。開示請求権の対象となる保有個人情報について、「自己を本人とする保有個人情報」に限られると規定されているところ、自己以外の者に関する情報については、たとえ配偶者や家族等に関するものであっても開示を請求することはできないと解される。

イ 該当性の検討

(ア) 当審議会で確認したところ、本件保有個人情報は、審査請求人以外の個人（第三者）に宛てた通知であって、不開示とされた情報は全て、当該第三者の個人情報である。これらの情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報ではなく、条例第16条第1項に規定する「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない。

よって、本件保有個人情報について、審査請求人が条例第16条第1項に規定する開示請求権を有していたとは認められない。

(イ) また、本件保有個人情報には条例第16条第1項の開示請求権が及ばない以上、不開示理由として不開示決定通知書に付記されるべきであったのは、条例第18条第3号本文ではなく、本来は条例第16条第1項であったといえる。

ただし、条例第16条第1項に規定する開示請求の対象とならない開示請求があった場合、条例第22条第2項では「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。」と定めており、開示請求書に不備がある場合など、開示請求が不適法であることを理由として保有個人情報の開示をしないときも、同項に含まれると解している。さらには、柏市個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）の第3の2（8）ウ「不開示決定」では、不適法な開示請求がされた場合は、「実施機関は保有個人

情報の全部を開示しない旨の決定を行い、「保有個人情報不開示決定通知書」により開示請求者に通知する。」ものとしている。

ゆえに、本件保有個人情報に対しては、条例第16条第1項の開示請求権が及ばないとして、条例第22条第2項及び事務取扱要領に基づき、開示請求権が及ばない不適法な請求であることを理由として不開示とすることが適切であったと思料されるが、いずれにしても不開示とされた情報の内容に違いはないことから、本件処分により不開示とした結論自体は妥当である。

(4) その他審査請求人の主張について

併せて、審査請求人の主張についても以下のとおり検討を行ったが、本件保有個人情報について、条例第16条第1項の開示請求権が及ばないとの結論に影響を及ぼすものではないと判断した。

ア 審査請求人は本件処分について、個人情報が含まれていない起案文書及び他の文書における個人情報に該当しない部分まで不開示とするのは許されることではなく、仮に公開できない部分が存在するとしても、同部分のみ黒塗り等にして、部分開示とすることこそ妥当であると主張する。

この点について、審査請求人は対象文書一式に個人情報に該当しない情報が含まれているとして、同部分については部分開示すべきと主張するが、前述のとおり保有個人情報の開示請求制度は「自己を本人とする保有個人情報」を請求できる制度である。

本件保有個人情報である起案文書一式自体が、審査請求人以外の個人（第三者）の保有個人情報に該当し、審査請求人には条例第16条第1項の開示請求権が認められない以上、開示請求に係る保有個人情報を対象とした条例第19条の部分開示規定は適用されない。

イ また、審査請求人は、柏市情報公開条例第8条に規定する有意の情報について、市が柏市情報公開条例第26条の情報提供等を審査請求人に対して行っていない以上、市職員が勝

手に同情報として解釈することは、柏市情報公開条例第8条に明白に違反する対応であると主張する。

本件処分は、審査請求人からの保有個人情報の開示請求に対して行ったものであり、柏市情報公開条例に基づく公文書開示請求とは異なる制度であるため、本件処分は柏市情報公開条例の規定に違反しない。また、審査請求人が指摘する柏市情報公開条例第8条は、部分開示に関する規定であり、条例においても第19条に部分開示規定自体はあるものの、柏市情報公開条例第8条ただし書の有意の情報に類する規定はない。

ウ その他の審査請求人の主張についても、本件保有個人情報に対して条例第16条第1項に規定する開示請求権が及ばないとの結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 総括

不開示決定通知書における理由付記は、実施機関が示した条例第18条第3号本文でなく、第16条第1項の開示請求権が及ばない不適法な請求であることを理由として不開示とすることが適切であったと思料されるが、いずれにしても不開示とされた情報の内容に違いはないことから、本件処分を違法ないし不当と判断するまでには至らない。

(6) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 5 月 3 1 日	諮問 第1回審議（事務局から概要を説明）
7 月 1 0 日	第2回審議
8 月 1 6 日	第3回審議

9月29日	第4回審議
10月31日	第5回審議
11月21日	第6回審議
令和6年2月16日	第7回審議
令和6年3月14日	答申